

平成 26 年 7 月 23 日  
消 費 者 庁

乳製品の表示基準に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 46 号。以下「乳等表示基準府令」という。）の一部改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諮問内容

乳等表示基準府令を一部改正し、乳製品に係る表示基準を以下のとおり追加すること。

- (1) ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であって、容器包装に入れた後加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱を要するものにあつては、加熱殺菌した旨又は加熱を要する旨
- (2) 殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料にあつては、その旨
- (3) 発酵乳又は乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏 25 度前後のものにあつては、その旨

2. 諮問に至った経緯

食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づく、ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネスの規格基準の設定及び発酵乳の規格基準の見直しについて、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会に諮問されたところである。これにともない乳等表示基準府令の一部を改正するものである。

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、乳等表示基準府令の改正について、パブリックコメント（30日程度）、WTO通報（60日程度）を実施する予定。これらの結果を踏まえ、消費者委員会において再度審議の後、消費者委員会から答申を受理し、乳等表示基準府令を改正する予定。

（担当）消費者庁食品表示企画課

岩城、小嶋

Tel : 03-3507-9221